

消防予第370号
平成22年8月26日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

消防用設備等の試験及び点検については、それぞれ「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成22年消防庁告示第14号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成22年消防庁告示第15号）が平成22年8月26日に公布されたことに伴い、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 試験基準の一部改正について

- (1) 「第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準」を本通知の別添1「第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準」に改めること。
- (2) 「第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準」を本通知の別添2「第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準」に改めること。

第2 点検要領の一部改正について

- (1) 「第7 ハロゲン化物消火設備」を本通知の別添3「第7 ハロゲン化物消火設備」に改めること。
- (2) 「第16 誘導灯及び誘導標識」を本通知の別添4「第16 誘導灯及び誘導標識」に改めること。

消防庁予防課

担 当 : 塩谷、長松、伊倉

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
- 第22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第27の2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第36 加圧防排煙設備の試験基準

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）
- 第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第25の2 非常電源（燃料電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備

第 7 ハロゲン化物消火設備

ハロゲン化物消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
貯 蔵 消 火 剤 等		目視により確認する。	消火剤は所定のもが使用されており、かつ、ハロン 2402、ハロン 1211 及びハロン 1301 を放射するものにあつては規定量以上、その他の消火剤にあつては、規定の範囲内の量であること。	
貯 蔵 容 器 等	設置場所等	設置場所	目視により確認する。 a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。	
		表示・標識		適正に設けてあること。
	機 器	貯 蔵 容 器	目視により確認する。 a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。	
		蓄 圧 値 (蓄圧式に限る。)		a ハロン 1211 を貯蔵するものにあつては、1.1MPa 又は 2.5MPa であること。 b ハロン 1301、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 を貯蔵するものにあつては、2.5MPa 又は 4.2MPa であること。
		充 て ん 比		a ハロン 2402 のうち加圧式のものにあつては 0.51 以上 0.67 以下、蓄圧式のものにあつては 0.67 以上 2.75 以下であること。 b ハロン 1211 にあつては、0.7 以上 1.4 以下であること。 c ハロン 1301 にあつては、0.9 以上 1.6 以下であること。 d HFC - 23 にあつては、1.2 以上 1.5 以下であること。 e HFC - 227ea にあつては、0.9 以上 1.6 以下であること。 f FK-5-1-12 にあつては、0.7 以上 1.6 以下であること。
		容 器 弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		容 器 弁 開 放 装 置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。
		安 全 装 置 ・ 破 壊 板		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
加 圧 用 ガ ス 容 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。 a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。		
	機 器 加 圧 容 器	目視により確認する。 a 高圧ガス保安法による容器検査合格品であること。 b 取付枠に確実に固定され、ガス圧による回転機構を有するものにあつては開閉が定位置となっていること。		

		安全装置・容器弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	加圧用ガス	種別 ガス量	目視により確認する。	窒素ガスであること。 ガス量は、規定量以上であること。
起動用ガス容器	設置場所等		目視により確認する。	a 防護区画等以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
	機器	構造等	目視により確認する。	a 内容積は、1ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、0.6kg 以上であること。 c 充てん比は、1.5 以上であること。 d 容器は、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
容器弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
選択弁	設置場所等		目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。 選択弁又はその直近に選択弁である旨及びどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。
	機器	導管接続部	目視により確認する。	起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく、確実に接続されていること。
構造		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
起動装置	手動起動装置	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。 一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。 操作部は、床面からの高さが0.8m 以上 1.5m 以下の位置に設けてあること。 直近の見易い箇所に「ハロゲン化物消火設備手動起動装置」等の表示が設けてあること。 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。
				機器
自動起動装置	設置場所等	目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。	

		自動・手動切替装置		自動・手動切替装置が設けられていること。
		機器等	構造等	目視により確認する。
			感知器	目視により確認する。
				<ul style="list-style-type: none"> a 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。 b 自動・手動切替表示灯が設けられていること。
				<ul style="list-style-type: none"> a 自動火災報知設備試験に準じて判定すること。 b ハロン 1301 を放射するものを除き、2 以上の感知器回路が設けてあること。
警報装置	設置位置			目視により確認する。
	機器	警報方式		目視により確認する。
		音声再生装置の設置場所		目視により確認する。
		構造・性能		目視により確認する。
				<ul style="list-style-type: none"> a 全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物を除き、音声によるものであること。 b ハロン 1301 を用いるものにあつては、音声でなくてもよいこと。
				音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。
				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
制御装置	設置場所等			目視により確認する。
	機器等	制御盤		目視により確認する。
		表示灯・スイッチ類		目視により確認する。
		防護措置		目視により確認する。
		遅延装置		目視により確認する。
	自動・手動起動切替装置		目視により確認する。	
				<ul style="list-style-type: none"> a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 c 地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
				電源を確認する表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
				多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護措置が講じてあること。
				<ul style="list-style-type: none"> a 全域放出方式のものにあつては、HFC - 23、HFC - 227ea 及び FK-5-1-12 を放射するものを除き、起動装置の作動から放出までの時間が 20 秒以上となる遅延装置が設けられていること。 b ハロン 1301 を放射するものにあつては、設けないことができる。
				<ul style="list-style-type: none"> a 自動・手動切替表示灯が設けられていること。 b 切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配管・バルブ類	設置状況			目視により確認する。
	配管系路			目視により確認する。
	操作管・逆止弁			目視により確認する。
	構造・材質			目視により確認する。
				変形、損傷、つぶれ等がなく接続が確実であること。
				集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管経路は、適正であること。
				逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
				<ul style="list-style-type: none"> a 鋼管にあつては、次のとおりとすること。 ハロン 2402 に係るものは、J I S G 3452 ハロン 1211、ハロン 1301、HFC - 227ea 又は FK-5-1-12 に係るものは、J I S G 3454 の S T P G 370 のうち、呼び厚さでスケジュール 40 以上

			<p>HFC - 23 に係るものは、J I S G3454 の S T P G370 のうち、呼び厚さで 80 以上</p> <p>これらと同等以上の強度を有するもので亜鉛メッキ等による防食処理を施したもの</p> <p>b 銅管にあつては、次のとおりとすること。 J I S H3300 に適合するもの</p> <p>c 管継手等にあつては、次のとおりとすること。 管継手及びバルブ類は、銅管若しくは銅管等と同等以上の強度及び耐食性を有するもの</p>
	口 径 ・ 使 用 数 等	目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりで適正であること。
	安 全 装 置	目視により確認する。	噴射ヘッドまでの間に選択弁等を設けるものにあつては、貯蔵容器から選択弁までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。
噴射ヘッド	設 置 位 置 等	目視により確認する。	有効に消火できるように設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防 護 区 画 等	防 護 区 画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
	開 口 部 の 自 動 閉 鎖 措 置 等	目視により確認する。	<p>a ハロン 2402、ハロン 1211 及びハロン 1301 を放射するものにあつては、床面からの高さが階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。</p> <p>b HFC - 23、HFC - 227ea 及び FK-5-1-12 を放射するものにあつては、自動閉鎖装置が設けてあること。</p>
	消 火 剤 を 付 加 す る 開 口 部 面 積 (ハロン1301、ハロン1211又はハロン2402を放射するものに限る。)	目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
	消 火 剤 流 出 防 止 措 置	目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
	開 口 部 の 位 置	目視により確認する。	開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降口ビーム等の場所に面して設けてないこと。
	消 火 剤 排 出 措 置	目視により確認する。	放出した消火剤等を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
	圧 力 上 昇 防 止 措 置	目視により確認する。	HFC - 23、HFC - 227ea 又は FK-5-1-12 を放射するものにあつては、当該防護区画内の圧力の上昇を防止するための措置がなされていること。
温 度 低 下 防 止 措 置	目視により確認する。	FK-5-1-12 を放射するものにあつては、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置がなされていること。	
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>

	非常電源の種類別	目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
ノズル・ホース等（ハロン2402、1211、1301に限る。）	設置位置	目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が20m以下となるように設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表示灯・標識	目視により確認する。	a 設置位置が、適正であること。 b 赤色の灯火及び消火剤にハロゲン化物を使用する移動式のハロゲン化物消火設備である旨を表示した標識が適正に設けられていること。
	耐震措置	目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
作動試験	圧力調整装置試験	圧力調整器の二次側を締切状態にした後、試験用のガスを加圧して作動状況を確認する。 注：確認は、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を、ガス圧又は電気により作動させて行う。	圧力調整機能及び調整圧力値が、適正であること。
	容器弁開放装置の作動試験	起動用ガス容器の容器弁開放装置を、起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し又は自動起動装置にあっては、感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験する。	破開針等は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。

選 択 弁 作 動 試 験		各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、電気式のものにあっては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	自動及び手動による作動が確実であること。	
制御装置試験	遅 延 時 間	容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあっては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものについては、自動及び手動に切り替えて試験すること。	a ハロン 1301 を放射するものについては、設けないことができる。ただし、遅延時間を設ける場合は、作動時限は 20 秒以上であること。 b その他の消火剤を使用するものについては、防護区画を構成するのに必要な最少限の時間で設計時の設定値の範囲内であること。 注:装置を作動させるときは、必ず、容器弁開放装置を取り外して行うこと。	
	非常停止機能作動状況	(遅延時間の作動時限は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。)	ハロン 2402、1211、1301 にあっては、遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッチを操作した場合、容器弁又は放出弁が開放しないこと。	
	音響警報先行作動状況		放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置が作動した後でなければ操作できないものであること。	
	自動・手動切替作動状況		切替スイッチは、専用のものであり、切替は、カギ等により確実に行えるものであること。	
	異常信号試験	短絡試験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の入出力端子において試験用電源を用いて次の試験をすること。 1) 放出起動信号線と電源線を短絡させ、作動状況を確認する。 2) 放出起動信号線と表示灯用信号線を短絡させ、作動状況を確認する。	a 放出起動回路が作動しないこと。 b 起動回路短絡又は起動回路異常の旨を表示し、かつ、音響警報器が作動すること。
		地絡試験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の音響警報起動信号線、放出起動信号線、放出停止信号線、電源線及び容器弁又は放出弁開放装置起動用信号線を 1 線ごとに地絡させ、作動状況を確認する。ただし、接地している電源線は除く。	起動回路地絡の旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器が作動すること。
警報装置試験	起動装置による作動状況	手動起動装置によるものについては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。	手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。	
	警 報 鳴 動 状 況	自動起動装置によるものについては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状	警報は、手動起動装置若しくは操作盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。	
	音 量		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。	
	音声警報装置作動状況		注意音を鳴動させた後に音声による警報が行えるものであること。	

	自動警報作動状況	況を確認する。	手動起動装置の非常停止スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作されていた場合であっても、火災報知設備の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するものであること。
附属装置連動試験	作動状況	電気式のものにあっては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあっては試験用のガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。	設定時間内に確実に作動すること。 防護区画外から復旧操作が容易に行えること。
	復旧操作状況		
	消火剤排出試験	当該排出装置の起動操作をする。	排出装置が正常に作動すること。
	放出表示灯試験	圧力スイッチ等を作動させる等により、当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。

備考 印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成13年消防庁告示第38号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
総 合 作 動 試 験	選択弁作動状況・放出系路	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出により通気の状態、各部の状態等を確認する。	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出系路に誤りがないものであること。
	通気状況	試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の10%相当の量(消火剤貯蔵量1kgあたりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする。)以上の量を用いる。ただし、試験用ガス貯蔵容器は設置消火剤貯蔵容器と同容量のものとし、5本を超えないこととすることができる。ただし、自動閉鎖装置がガス圧式の場合にあっては、個々に確認することができる。	試験用のガスの放出により通気が確実であること。
	気密状況		集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。
	区画別貯蔵容器開放数		貯蔵容器の個数を選択して消火剤を放出するものにあつては、規定の数の貯蔵容器の開放装置が作動すること。
	音響警報装置作動状況		音響警報装置の鳴動が確実であること。
	放出表示灯点灯状況		当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。
	附属装置等作動状況		附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実であること。
移動式 (八口ン2402、1211、1301に限る。)	移動式作動状況	放射は、試験用ガス(窒素又は空気)を用いて行うものとし、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の、試験用ガス容器1本を用いて行う。	ホース及びホース接続部から試験用ガスの洩れがないこと。

第17 誘導灯及び誘導標識

誘導灯及び誘導標識の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
誘導灯一般	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<p>a 多数の者の目に触れやすく容易に見とおし、かつ、識別できる位置に設けてあること。</p> <p>b 周囲にこれと紛らわしい灯火、広告、掲示板等が設けられていないこと。</p> <p>c 雨水等がかかる恐れのある場所に設ける物にあっては防水構造のものであること。</p>	
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<p>a 「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号。以下「第2号告示」という。)に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 破損、変形、汚れ、使用上障害となる錆等がないこと。</p>	
避難口誘導灯	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<p>a 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合は、当該附室の出入口)、直通階段の出入口(附室が設けられている場合は、当該附室の出入口)等の避難口の上部、又はその直近の避難上有効な箇所に設けられていること。</p> <p>b aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設けられていること。</p> <p>c aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるものがある場所に設けられていること。</p> <p>d 避難及び通行の障害にならない場所に設けられていること。</p> <p>e 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。</p>	
	外 形 寸 法	目視により確認する。	<p>a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級、B級B H形又は点滅機能付のB級のもので設けられていること。</p> <p>(a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</p> <p>(b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階、又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの</p> <p>b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。</p>	
	表 示 面	目視により確認する。	<p>a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。</p> <p>b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。</p> <p>c 表面に器具内配線等の影がないこと。</p>	
通路誘導灯	通路又は廊下に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 廊下又は通路の曲がり角及び避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内に設けられていること。</p> <p>b 廊下又は通路の各部分を通路誘導灯等の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設けられていること。</p>

				<p>c 避難又は通行の障害とならない場所に設けられていること。</p> <p>d 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。</p> <p>e 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。</p> <p>f 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の3第4項第3号の2に規定する通路誘導灯にあっては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けられていること。</p>
		外形寸法	目視により確認する。	<p>a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級又はB級BH形のもので設けられていること。</p> <p>(a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</p> <p>(b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階、又は(10)項イに掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの</p> <p>b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。</p>
		表示面	目視により確認する。	<p>a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。</p> <p>b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。</p> <p>c 表面に、器具内配線等の影がないこと。</p>
	階段又は傾斜路に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 階段等の天井の室内に面する部分又は壁体等に設けられていること。</p> <p>b 通行の障害とならない位置に設けられていること。</p> <p>c 階段、傾斜路の踏み面又は表面及び踊り場等の中心線の照度が1ルクス以上になるように設けてあること。</p>
	客席誘導灯	設置場所等	目視により確認する。	<p>a 劇場等の客席部分に設けられていること。</p> <p>b 客席通路部分の照度が適正であること。</p>
電 源	常用電源		目視により確認する。	<p>a 専用回路となっているとともに、開閉器には誘導灯及び電気エネルギーにより光を発する誘導標識用のものである旨の表示がされていること。</p> <p>b 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。</p> <p>c 電源の容量は、適正であること。</p>
	非常電源 (電気エネルギーにより光を発する誘導標識の電源であって、内蔵型のものを含む。)	種別	目視により確認する。	<p>a 蓄電池設備で、内蔵型又は別置型のものであること(電気エネルギーにより光を発する誘導標識を除く。)</p> <p>b 20分間を超える時間における作動については、自家発電設備又は燃料電池設備でもよいこと(電気エネルギーにより光を発する誘導標識を除く。)</p>
		設置状況 (内蔵型に限る。)		<p>a 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。</p> <p>b 蓄電池本体に、変形、損傷等がないこと。</p> <p>c 電源の容量は、誘導灯の種別、設置場所等に応じた適切なものであること(電気エネルギーにより光を発する誘導標識を除く。)</p>

誘導標識	避難口に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 多数の者の目に触れやすくかつ、採光が十分にとれる場所であること。 b 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 c 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。
		外形寸法		表示面は所定の大きさであること。
		表示面		a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 緑色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、白色であること。
		表示面の平均輝度		規則第28条の2第1項第3号八に規定する蓄光式誘導標識にあっては、高輝度蓄光式誘導標識であること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		設置場所の照度		規則第28条の2第1項第3号八に規定する蓄光式誘導標識にあっては、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。
	通路等に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下であること。 b 曲がり角に設けられていること。 c 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 d 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。 e 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識にあっては、床面又はその直近の避難上有効な箇所へ設けられていること。
		外形寸法		表示面は所定の大きさであること。
		表示面		a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 白色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、緑色であること。
		表示面の平均輝度		a 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識にあっては、高輝度蓄光式誘導標識であること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 第2号告示第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識にあっては、150ミリカンデラ毎平方メートル以上であること。
		設置場所の照度		a 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識にあっては、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されていること。 b 第2号告示第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識にあっては、100ルクス以上であること。

備考 印は規則第28条の2第1項第3号八並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、第2号告示第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
電源の自動切替		器具のスイッチにより常用電源を遮断する。	非常点灯に切り替わること。	
切替 作動 試験	誘導灯 (消灯方式)	消灯機能	<p>誘導灯用信号装置によって、次の動作を行う。</p> <p>手動スイッチによって、消灯信号を送る。</p> <p>照明器具及び施錠連動点滅器や光電管点滅器との連動により消灯を行う。</p> <p>消灯の状態、一括スイッチを投入する。</p> <p>自動火災報知設備の火災表示試験を行う。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 消灯すること。</p> <p>b 連動が確実に消灯すること。</p> <p>c 一斉点灯すること。</p> <p>d 信号装置が連動し、消灯から正常点灯に切り替わること。</p>
	誘導灯 (点滅形)	点滅機能 外付け形点滅装置を用いる点滅形誘導灯 組合せ形点滅装置を用いる点滅形誘導灯	<p>信号装置の点検スイッチによる点滅信号によって、点滅動作をさせる。</p> <p>自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ点滅動作をさせる。</p> <p>点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより点滅動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、<u>によってのみ試験を行う。</u></p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に点滅動作を開始すること。</p> <p>b 確実に切り替わること。</p>

	誘導灯 (内照点滅形)	点滅機能	<p>点検スイッチにより非常点灯に切り替え、その状態のまま、点滅点検スイッチによって、点滅点灯をさせる。</p> <p>常用点灯のまま、点滅点検スイッチによって常用電源点滅点灯をさせる。</p> <p>自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ、点滅点灯をさせる。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に点滅動作を開始すること。</p> <p>b 確実に切り替わること。</p>
	誘導灯 (誘導音装置付点滅形)	誘導音機能	<p>信号装置の点検スイッチによる音・点滅信号によって、誘導音と点滅動作をさせる。</p> <p>自動火災報知設備の火災表示試験を行う。</p> <p>器具に点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより誘導音の動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、 によってのみ試験を行う。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に誘導音及び点滅の動作を開始すること。</p> <p>b 信号装置が連動し、誘導音の動作を開始すること。</p> <p>c 確実に切り替わること。</p>
連動停止試験	誘導灯 (誘導音装置付点滅形)	自動火災報知設備との連動停止	<p>作動試験によって誘導音が動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、誘導音及び点滅を停止させる。</p>	<p>誘導音及び点滅が停止すること。</p>
		放送設備との連動停止	<p>非常放送設備との連動停止機能を有する設備にあつては、誘導音を動作させた状態において、非常用放送設備のマイクスイッチを押し、誘導音のみを連動停止させる。</p>	<p>誘導音が停止すること。</p>

第 7 ハロゲン化物消火設備

1 一般的留意事項

点検時の誤放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は で示す。)
蓄 圧 式 ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	周 囲 の 状 況	目視及び棒状温度計 (J I S 規格品) により確認する。	ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入できる場所であること。 イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40 以下であること。 ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。 注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。
	外 形	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
	表 示 及 び 標 識	目視により確認する。	ア 貯蔵容器の設置場所には、「ハロン 1301 消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所 (高圧ガス 300m ³ =液化ガス 3,000kg) に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
消 火 剤 量	次の方法により確認する。 (1) 秤を用いて行う方法 容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押えを取り外す。 秤の上に乗せ計量する。 消火剤量は測定値から、容器弁 (サイフォン管) 及び容器の質量を差し引いた値となる。 (2) 液面計 (液化ガスレベルメータ) を用いて行う方法 液面計の電源スイッチを入れ、電圧値のチェックを行う。 容器は通常の状態のまま、液面計のプロープとして放射線源間に容器をはさみ込むようにして挿入する。	消火剤量の測定結果を設計図書と照合し、その差が充てん量の10%以内であること。 (ア) 秤による場合 計測前に目盛誤差を確認すること。 (イ) 液面計による場合 a 放射線源 (コバルト 60) は、取り外さないこと。万一、紛失した場合は取り扱い店等に連絡すること。 b コバルト 60 の有効使用期間は約 3 年であり、経過しているものにあつては取り扱い店等に連絡すること。 (ウ) 共通事項 a 容器は重量物であるので手荒な扱い、転倒等に注意すること。 b 結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。	

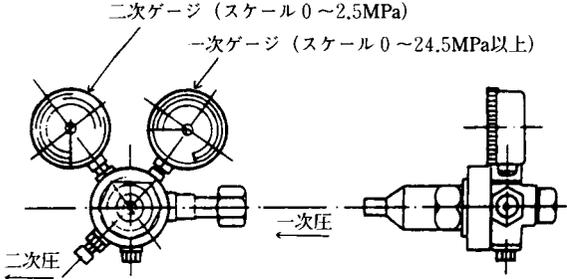
		<p>液面計検出部を静かに上下方向に移動させ、メーター指針の振れが大きく異なる部分について、その位置の容器の底部からの高さを測定する。</p> <p>液面の高さ と 消火剤量 と の 換算 は、専用 の 換算表 を 用い て 行 う。</p>	
容器弁	外形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。</p>
	<p>容器弁の安全性（蓄圧式ハ口ゲン化物消火剤貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後15年を経過したもの及び当該点検を実施後15年を経過したものについては、20年までに行うこと。）</p>	<p>「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成21年3月31日付け消防予第132号）」別添3「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。</p> <p>外観点検 構造、形状、寸法点検 耐圧点検 気密点検 安全装置等作動点検 表示点検</p>	<p>「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成21年3月31日付け消防予第132号）」別添3「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。</p>
容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。</p> <p>イ ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。</p> <p>ウ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。</p> <p>エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。</p> <p>オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。</p>

	電気式の容器弁開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動式起動装置等を利用して電気的作動の状況を確認する。</p> <p>(3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。</p> <p>(4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。</p> <p>(5) 作動後の復元は、通電の遮断又は復旧操作により確認する。</p>	<p>ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。</p> <p>ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。</p> <p>エ 復元作動は正常であること。</p> <p>手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p>
	ガス圧式の容器弁開放装置	<p>(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。</p> <p>(2) 手動操作の機能を有するものにおいては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。</p> <p>(3) ガス圧のみで作動するものにおいては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。</p>	<p>ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 作動及び復元作動は正常であること。</p>
	指示圧力計	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 指示圧力値が適正であり、確実に作動すること。</p>
	連結管及び集合管	目視及びスパナ等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。</p> <p>イ 確実に接続されていること。</p>

加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況	目視により確認する。	<p>ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。</p> <p>イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40以下であること。</p> <p>ウ 直射日光、雨水等の影響を受けるおそれのないこと。</p> <p>エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。</p> <p>注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。</p>	
		外形	目視により確認する。	<p>ア 貯蔵タンク、貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。</p> <p>イ 貯蔵タンク本体は取付枠等に確実に固定されていること。</p>	
					<p>第7-1図 加圧式のハロン2402消火設備の例</p>
		表示及び標識	目視により確認する。	<p>ア 貯蔵容器の設置場所には、「ハロン1301消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。</p> <p>イ 高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所(高圧ガス300m³=液化ガス3,000kg)に該当するものにあつては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。</p>	
		安全装置	目視により確認する。	放出口のつまり、損傷等がないこと。	
		消火剤量	液面計及び清浄な試験管等に少量の消火剤をドレン弁を開けて採取し確認する。	<p>ア 液面の表示が所定の位置を示していること。</p> <p>イ 変質、沈殿物、浮遊物等がなく、無色透明であり、比重が適正であること。</p>	
	放出弁	<p>(1) 目視及びスパナ等により確認する。</p> <p>(2) 開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。</p> <p>(3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧して確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。</p> <p>イ 開閉機能が正常であること。</p> <p>ウ ガス漏れがないこと。</p>		

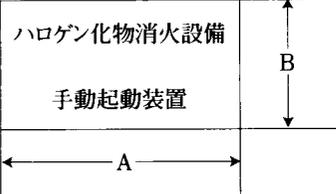
放出弁開放装置	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。	
	電気式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を利用して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 作動及び復元作動は正常であること。 オ 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。	
	ガス圧式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにおいては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにおいては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。	
バ ル ブ 類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア 加圧電磁弁、加圧ピストン弁、加圧手動弁等に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。	
加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計（JIS規格品）により確認する。	ア 防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ 湿度が著しく高くなく、周囲温度は40以下であること。 ウ 直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。 エ 設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整頓され、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外 形	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ 容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表 示	目視により確認する。	ア 貯蔵容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m ³ =液化ガス3,000kg）に該当するものにおいては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		ガ ス 量	圧力試験弁を閉鎖した後、加圧手動弁を開き、圧力調整器の一次側圧力計に取り付けた圧力計より確認する。封板式のものにおいては、重量測定又は検圧治具により確認する。	ア 規定量以上であること。 イ 一次側の圧力計の指針が所定圧力範囲を示すこと。 点検終了後は、加圧手動弁を閉じた後、貯蔵タンクの圧抜弁及び圧力試験弁を開いて、加圧用ガスの放出を確認した後、復元させること。

	容器弁	外形 目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁の安全性(加圧用ガス容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後15年を経過したもの及び当該点検を実施後15年を経過したものについては、20年までに行うこと。)	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(平成21年3月31日付け消防予第132号)」別添3「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 外観点検 構造、形状、寸法点検 耐圧点検 気密点検 安全装置等作動点検 表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(平成21年3月31日付け消防予第132号)」別添3「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
	容器弁開放装置	外形 目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
	電気式の容器弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 復元作動は正常であること。 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。

		ガス圧式の 容器弁開放 装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにおいては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにおいては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。
		圧力調整器	目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア 変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ 一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 ウ 二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示し、機能が正常であること。 
		連結管及び集合管	目視及びスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。
起動用ガス 容器等	起動用 ガス容 器	外 形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ 容器収納箱に設けられているものにおいては、扉の開閉が容易にできること。
		表 示	目視等により確認する。	ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。
	ガ ス 量	次の操作により確認する。	ア 二酸化炭素の量は、記載重量と計量重量の差が充てん量の10%以内であること。 (ア) 結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (イ) 二酸化炭素の充てん比は1.5以上であること。	

		(1) 容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いてガス容器の重量を測定する。 (3) 容器に取り付けの銘板又は重量票に記載の重量と照合する。	
容器弁	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁の安全性 (起動用ガス容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後15年を経過したもの及び当該点検を実施後15年を経過したものについては、20年までに行うこと。)	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(平成21年3月31日付け消防予第132号)」別添3「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 外観点検 構造、形状、寸法点検 耐圧点検 気密点検 安全装置等作動点検 表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(平成21年3月31日付け消防予第132号)」別添3「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
容器弁開放装置	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
	電気式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作により確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 所定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実にできること。 エ 通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、(ハンドル等の操作により直接手動開放するものを除く。)目視及び手動操作等により確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ 作動が確実であること。

選 択 弁	本 体	外 形	目視及びスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ 防護区画以外の場所に設けられていること。
		表 示	目視等により確認する。	ア 変形、脱落、汚損等がないこと。 イ 直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機 能	目視及び主導操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	開 放 装 置	外 形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ 手動操作には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電 気 式 の 開 放 装 置	(1) 端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置を操作して確認する。	ア 端子盤で接続しているものによっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ 電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ 弁の「開」状態を示す機構を有するものによっては押さえレバー等のロックが確実に外れること。 貯蔵容器の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガ ス 圧 式 の 開 放 装 置	(1) 開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2) 加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押さえレバー等を操作して確認する。	ア ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ 弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンによっては突出していること。 ウ 押さえレバー等によってはロックが確実に外れること。 加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操 作 管 及 び 逆 止 弁	外 形	目視及びスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ 逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。	
	機 能	操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。	
起 動 装 置	手 動 式 起 動 装 置	周 囲 の 状 況	目視等により確認する。	ア 操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 当該防護区画内を見とすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操 作 箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ 赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ 警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。

	表示	目視等により確認する。	<p>ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ 起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ 起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。</p>  <p>(a) 寸法 A：300mm以上 B：100mm以上 (b) 生地は赤色であること。 (c) 文字は白色であること。</p> <p>第7-3図</p>
	電源表示灯	目視等により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
	音響警報起動用スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	<p>ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ 操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ウ 警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押ボタンの操作等で警報装置が作動すること。</p>
	放射用スイッチ及び非常停止用スイッチ	<p>(1) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2) 操作箱の放出起動用スイッチ等を操作して確認する。 (3) 上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。</p>	<p>ア 変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ 非常停止が確実にできること。 ウ 放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ 放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。</p>
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。

	保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
自動式 起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて判定すること。 受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
自動・手動切 替装置	(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外し、次により確認する。 「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 防護区画又は防護対象物ごとに前及び による機能を確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ 自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ 点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ア) 「自動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 c 遅延装置の作動 d 換気装置等の停止 e 容器弁開放装置の作動 (イ) 「手動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 (ア) 点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (イ) 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。	
自動・手動切 替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。	

警報装置	外	形 目視等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ 常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。</p> <p style="text-align: center;">警報装置が音声の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">こ こ に は ハロゲン化物()消火設備を設けています。 消火剤を放出する前に退避指令の放送を行います。 放送の指示に従い室外へ退避して下さい。</p> </div> <p style="text-align: center;">← A →</p> <p style="text-align: right;">↑ B ↓</p> <p>(a) 寸法 A : 480mm 以上 B : 270mm 以上 (b) 生地は黄色、文字は黒色であること。 (c) 字体は丸ゴシック体であること。 (d) 1文字 25mm² 以上 () 内には消火剤名が記してある。</p> <p style="text-align: center;">警報装置がサイレン、ベル等の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">こ こ に は ハロゲン化物()消火設備を設けています。 消火剤を放出する前にサイレンが鳴ります。 ただちに室外へ退避して下さい。</p> </div> <p style="text-align: center;">← A →</p> <p style="text-align: right;">↑ B ↓</p> <p>(a) 寸法、生地、文字、字体等は に同じ。 (b) 音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。 () 内には消火剤名が記してある。</p> <p style="text-align: center;">第 7 - 4 図</p>
	音 響 警 報	(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2) 音圧は騒音計(A 特性)により確認する。	<p>ア 正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上であること。 イ 警報系統に誤りがないこと。</p>
	音 声 警 報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	<p>ア 正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上であること。 イ 警報系統に誤りがないこと。 ウ 起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。</p>

制 御 盤	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示	目視により確認する。	スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	電 圧 計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継 電 器	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接 地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	遅 延 装 置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は 20 秒以上であり、設計時の設定値の範囲内であること。 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実にできること。
	放 出 制 御 機 能	目視及び次の操作により確認する。 (1) 手動式起動装置又は制御盤に設けられる入出力端子を用いて、電源線と放出信号回路を短絡させる。 (2) 手動式起動装置又は制御盤の各用途の信号線（音響用・放出起動用・非常停止用等）及び電源線をそれぞれ地絡させる。	ア 放出用起動回路が作動しないこと。 イ 短絡試験にあつては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ウ 地絡試験にあつては、起動回路地絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
制 御 盤 用 音 響 警 報 装 置	目視により確認する。	音響警報が確実に作動すること。	
予 備 品 等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。	
配 管 等	管 及 び 管 継 手	目視により確認する。	ア 損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れる等により確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配 管 の 安 全 装 置 等	安 全 装 置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破 壊 板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。

消火剤等排出措置		目視及び所定の操作により確認する。	<p>ア 変形、損傷等がなく、装置等が必要な位置に設けてあること。</p> <p>イ 自然排気以外のものは、排気装置が確実に作動し、機能が正常であること。</p>
放出表示灯		<p>(1) 目視により確認する。</p> <p>(2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。</p>	<p>ア 設置場所が適当であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。</p> <p>イ 正常に点灯又は点滅すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>第7-5図</p> </div> <p>(a) 寸法 A : 280mm 以上 B : 80mm 以上 C : 約 35mm D : 約 20mm (b) 常時は生地、文字とも白色であること。 (c) 点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d) 本体の色調は赤色であること。</p>
噴射ヘッド	外形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。</p> <p>イ 防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。</p>
	放射障害	目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。
防護区画	区画変更等	目視及び設計図書と照合して確認する。	<p>ア 階高の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。</p> <p>イ 自動閉鎖装置を設けない開口部(換気ダクト等を含む。)にあっては、防護容積と階高面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。</p> <p>ウ 増・改築、模様替え等による防護区画の容積、開口部等の増減がないこと。</p> <p>エ 防護区画内の圧力上昇を防止するための措置及び過度の温度低下を防止するための措置を講じているものにあつては、当該措置に変更がないこと。</p> <p>オ 局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。</p>
開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動操作により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>イ 取付けが完全で、扉の開閉が円滑かつ確実にできること。</p> <p>ウ 扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き常時閉鎖の状態にあること。</p>
	電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。</p> <p>イ 確実に作動し、遅延装置の作動時限の範囲内で閉鎖状態となった後、消火剤が放出されるようになっていること。</p> <p>手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。</p>

		ガス圧で動作するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続して確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは噴射ヘッドの規定圧力以上に加圧すること。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 ウ 自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあつては、復帰が確実にされること。			
非常電源 (内蔵型のものに限る。)	外	形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 イ 設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ 電槽支持が堅ろうであること。 エ 電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。			
	表	示	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。			
	端	子	電	圧	(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア 充電装置の指示範囲内であること。 イ 電池試験用スイッチを約3秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。	
	切	替	装	置	常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。	
	充	電	装	置	(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路になっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ 電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ 充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ 開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ 過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。	
	結	線	接	続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。	
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周	囲	の	状	況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格	納	箱	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 扉の開閉が容易にできること。 ウ 貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。		

	ホース	ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等により確認する。	ア 変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ ホースリールの根本からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア 著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けられ、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉操作は容易に行えること。 ウ 開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識（移動式に限る。）	目視により確認する。	<p>ア 設置位置が適正であること。 イ 表示灯は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯していること。 ウ 移動式のハロゲン化物消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。</p> <div data-bbox="1205 874 1904 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">移動式 ハロゲン化物消火設備</p> <p style="text-align: right;">(a) 寸法 A : 300mm以上 B : 100mm以上 (b) 生地は赤色であること。 (c) 文字は白色であること。</p> <p style="text-align: center;">第 7 - 6 図</p> </div>	
耐震措置	目視及びスパナ等により確認する。	ア 可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ 壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。	

3 総合点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は 示 す 。)
全域放出方式及び局所放出方式	全域放出方式	警報装置	ア 警報装置が確実に鳴動すること。 イ 遅延装置が確実に作動すること。 ウ 開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。 エ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 オ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 カ 放出表示灯が確実に点灯すること。 (ア) 放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。 (イ) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。
		遅延装置	
		開口部の自動閉鎖装置	
		起動装置及び選択弁	
		配管及び配管接続部	
	放出表示灯		
局所放出方式	局所放出方式	警報装置	ア 警報装置が確実に鳴動すること。 イ 起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 ウ 通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 (ア) 放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。 (イ) 点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。
		起動装置及び選択弁	
		配管及び配管接続部	

(1) 蓄圧式

放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画の消火剤必要貯蔵量の10%相当の量(下記表による設置されている消火剤に対する放射区画の消火剤必要貯蔵量1kgあたりの体積で算定した量の窒素ガス又は空気とすること。)を用いる。ただし、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用し、5本を超えないこととする。

消火剤	1kgあたりの体積(ℓ)
ハロン 2402	9
ハロン 1211	15
ハロン 1301	16
HFC-23	34
HFC-227ea	14
FK-5-1-12	8

			<p>点検時には次のものを用意する。</p> <p>a 試験用ガス容器は、設置貯蔵量容器と同一機構の容器弁を使用したものを用意する。</p> <p>b 起動用ガス容器を用いる設備にあっては、使用する起動用ガス容器と同一仕様のもを同一本数、点検後の再充てん期間の代替設置用として用意する。</p> <p>c 集合管部又は容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。</p> <p>点検に先立ち貯蔵容器部を、次により準備する。</p> <p>a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。</p> <p>b 放射に使用する試験用ガス容器に容器弁開放装置及び操作管を接続する。</p> <p>c 放射に使用する試験用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部をプラグ止めする。</p> <p>d 操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。</p> <p>e 試験用ガス容器部以外は通常の設備状況であるかを確認する。</p> <p>f 制御盤等の設備電源を「入」にする。</p> <p>点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。</p> <p>a 手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。</p> <p>b 自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。</p> <p>(2) 加圧式</p> <p>放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画に必要な薬剤量を放射するに要する加圧用ガスの10%以上放射して行う。</p>	
--	--	--	--	--

			<p>点検時には次のものを用意する。</p> <p>a 点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のを必要本数用意する。</p> <p>b 起動用ガス容器を用いる設備にあっては、と同様に必要数用意する。</p> <p>c 集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。</p> <p>点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。</p> <p>a 制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。</p> <p>b 放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。</p> <p>c 操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。</p> <p>d 貯蔵タンク及び加圧用ガス容器部以外は通常の設定状況であるかどうかを確認する。</p> <p>e 制御盤等の設備電源を「入」にする。</p> <p>点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。</p> <p>a 手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。</p> <p>b 自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。</p>	
移動式	ノズル開閉弁	<p>手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。</p> <p>(1) 試験用ガス(窒素又は空気)による放射は、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器1本を用いて行う。</p> <p>(2) 貯蔵容器の容器弁と連結管の接続部を外す。(2本共)</p>	<p>ア 指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。</p> <p>イ ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。</p> <p>(7) 点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。</p> <p>(4) 点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。</p>	
	ホース及びホース接続部			

		<p>(3) 貯蔵容器1本を試験用ガス容器と取り換える。</p> <p>(4) 試験用ガス容器と連結管を接続する。</p> <p>(5) 他の貯蔵容器の容器弁より外した連結管の接続部は密栓等の処置をする。</p> <p>(6) 貯蔵容器の容器弁に取り付けられている容器弁開放装置を取り外して、試験用ガス容器の容器弁に取り付ける。</p> <p>(7) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。</p> <p>(8) ノズル開放弁を開放操作する。</p>	
--	--	--	--

第16 誘導灯及び誘導標識
機器点検

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は で 示 す 。)
誘 導 灯	外 箱 及 び 表 示 面	種 類	目視により確認する。	<p>ア 避難口誘導灯</p> <p>(ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。</p> <p>(イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。</p> <p>(ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。</p> <p>(I) 方向を示す誘導灯にあつては、誘導方向に誤りがないこと。</p> <p>イ 通路誘導灯</p> <p>(ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。</p> <p>(イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。</p> <p>(ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。</p> <p>(I) 方向を示す誘導灯にあつては、誘導方向に誤りがないこと。</p> <p>ウ 客席通路誘導灯</p> <p>機種等により適正な距離が保たれていること。</p>
		視 認 障 害 等	目視により確認する。	<p>ア 所定の位置に設置されていること。</p> <p>イ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないこと。</p> <p>ウ 誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる灯火、広告物、掲示物等がないこと。</p> <p>エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じていないこと。</p>
		外 形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。</p> <p>イ 取付状態が適正であること。</p> <p>表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換する。</p>
		表 示	目視により確認する。	スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	非常電源（ 内蔵型のものに限る。 ）	外 形	目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。</p> <p>イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。</p>
		表 示 機 能	目視により確認する。 非常電源に切り替えて目視により確認する。	<p>ア 不点灯、ちらつき等がないこと。</p> <p>イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。</p> <p>(ア)ア及びイについて自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。</p> <p>a 個別制御方式のもの：非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。</p> <p>b 集中制御方式のもの：非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。</p> <p>(イ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行うことができる。ただし、集中制御方式のものを除く。</p> <p>a 各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。</p> <p>b 点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。</p>
	光	源	目視により確認する。	<p>ア 汚損、著しい劣化、ちらつき等がなく、正常に点灯していること。</p> <p>イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。</p>

	点 検 ス イ ッ チ	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に自動的に常用電源に切り替わること。
	ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
	結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	信号装置等（消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。）	外 見 目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。
		結 線 接 続 目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		機 能 手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確認する。	ア 正常に点滅すること。 イ 正常な音声等が鳴動すること。 ウ 正常に点灯すること。（消灯型又は減光型に限る。）
	制御装置（集中制御方式の自動点検機能のものに限る。）	機 能 目視により確認する。	「運転中」又は「監視中」の表示ランプが点灯していること。
誘 導 標 識	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい汚損、脱落、はく離等がなく、識別が容易にできること。
	視 認 障 害 等	目視により確認する。	ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。 ウ 誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等がないこと。 エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、個数が不足していないこと。
	採 光 又 は 照 明	目視により確認する。	識別に十分な採光又は照明があること。
	表示面の輝度（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の2第1項第3号八並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下「第2号告示」という。）第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）	目視及び輝度計により確認する。	劣化による輝度の減衰がないこと。

	設置場所の照度（規則第28条の2第1項第3号八並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、第2号告示第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）	目視及び照度計により確認する。	設置場所において十分な照度を確保していること。
	ヒューズ類(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。)	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
	結線接続（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
	機能	内蔵電源に切り替えて目視により確認する。	不点灯、ちらつき等がないこと。